

令和7年12月17日

令和7年第10回琴浦町議会定例会

【諸般の報告(追加報告)】

報告第24号 専決処分について[訴えの提起について(住宅新築資金等貸金返還請求事件)(住宅新築資金等保証債務履行請求事件)]

報告第24号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 訴えの提起について〔住宅新築資金等貸金返還請求事件〕
- 2 訴えの提起について〔住宅新築資金等保証債務履行請求事件〕

令和7年12月17日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を専決する。

記

以下の事件の訴えの提起について

- 1 事件名 住宅新築資金等貸金返還請求事件（2件）
 住宅新築資金等保証債務履行請求事件（1件）
- 2 原告 琴浦町
- 3 被告 借受人（2名）、保証人（3名）
- 4 請求の要旨
 ア 滞納金の支払い
 イ 遅延損害金の支払い
 ウ 訴訟費用の負担
 との判決並びに仮執行宣言を求める。

令和 7 年 1 2 月 9 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子